

令和8年かすみがうら市議会第1回定例会

市長提出議案概要書

令和8年2月19日

かすみがうら市

目 次

○ 報告〔 1 件 〕

報告第 1 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	……………	1
---------	----------------------------------	-------	---

○ 承認〔 1 件 〕

承認第 1 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和 7 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 7 号）〉	……………	2～3
---------	--------------------------------------------------------	-------	-----

○ 条例に関する議案〔 16 件 〕

議案第 6 号	かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について【新規】	……………	4
議案第 7 号	かすみがうら市犯罪被害者等支援条例の制定について【新規】	……………	5
議案第 8 号	かすみがうら市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について【新規】	……………	6
議案第 9 号	かすみがうら市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	7
議案第 10 号	かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	8

議案第 11 号	かすみがうら市職員の旅費に関する条例の制定について【全部改正】	9~10
議案第 12 号	かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	11
議案第 13 号	かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	12
議案第 14 号	かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	13
議案第 15 号	かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	14
議案第 16 号	かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	15
議案第 17 号	かすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	16
議案第 18 号	かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	17
議案第 19 号	かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	18
議案第 20 号	かすみがうら市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	19
議案第 21 号	かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	20~21

○ 予算に関する議案〔10件〕

議案第 22 号	令和 7 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）	……………	22～37
議案第 23 号	令和 7 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	……………	38～39
議案第 24 号	令和 7 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	……………	40
議案第 25 号	令和 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	……………	41～42
議案第 26 号	令和 8 年度かすみがうら市一般会計予算	……………	（別冊）
議案第 27 号	令和 8 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算	……………	（別冊）
議案第 28 号	令和 8 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算	……………	（別冊）
議案第 29 号	令和 8 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算	……………	（別冊）
議案第 30 号	令和 8 年度かすみがうら市水道事業会計予算	……………	（別冊）
議案第 31 号	令和 8 年度かすみがうら市下水道事業会計予算	……………	（別冊）

（別冊）

- ・ **資料No.1** 令和 8 年度予算の概要
- ・ **資料No.2** 令和 8 年度事業概要説明書（実施計画）
- ・ **資料No.3** 令和 8 年度一般会計当初予算事業別一覧（前年度比較）
令和 8 年度国民健康保険特別会計当初予算事業別一覧（前年度比較）

令和 8 年度後期高齢者医療特別会計当初予算事業別一覧（前年度比較）

令和 8 年度介護保険特別会計当初予算事業別一覧（前年度比較）

令和 8 年度当初予算国・県支出金及び市債充当一覧 参考資料

- ・ 資料No.4 令和 8 年度水道事業会計予算説明書
- ・ 資料No.5 令和 8 年度下水道事業会計予算説明書
- ・ 資料No.6 かすみがうら市の財務書類（令和 6 年度決算）

○ 計画の変更に関する議案〔 1 件 〕

議案第 32 号	かすみがうら市過疎地域持続的発展計画の変更について	43～44
----------	---------------------------	-------

○ 契約の締結に関する議案〔 1 件 〕

議案第 33 号	給食調理・輸送備品の取得について	45
----------	------------------	----

○ その他の議案〔 7 件 〕

議案第 34 号	市道路線の認定について	46～47
議案第 35 号	市道路線の認定について	48～49
議案第 36 号	市道路線の変更について	50～51
議案第 37 号	市道路線の廃止について	52～53
議案第 38 号	市道路線の廃止について	54～55
議案第 39 号	市道路線の廃止について	56～57
議案第 40 号	市道路線の廃止について	58～59

報告第1号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉
-------	----------------------------------

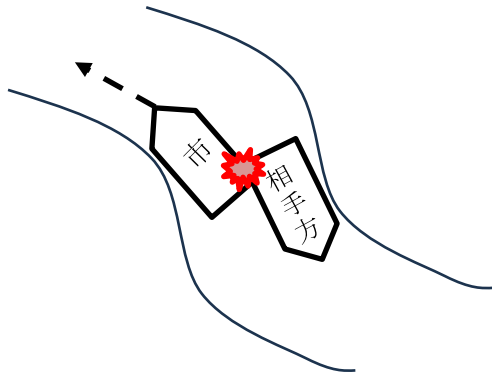
1 要 旨

公用車の事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するもの。

2 内 容

- (1) 相手方 かすみがうら市在住の個人
- (2) 示談内容
 - ・過失割合 かすみがうら市 100%：相手方 0%
 - ・損害賠償額 かすみがうら市 229,845円
相手方 0円
- (3) 事故の内容 令和8年1月11日にかすみがうら市深谷地内において、緊急走行中の消防車両が、道路狭隘によりすれ違いのために待機する車両へ車両後方部を接触させ、損傷させた。

(4) 事故発生状況図



凡 例	
車	
進路	

3 専決処分日

令和8年2月3日

[総務企画部：総務課]

承認第1号	<p>専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）〉</p>
<p>1 要 旨</p> <p>令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>令和8年1月19日に行われた、首相の衆議院解散表明に伴い、令和8年2月8日投開票の衆議院議員総選挙の執行に要する経費が早急に必要になったことから、当該事業に係る経費を令和7年度一般会計補正予算（第7号）により補正を行った。</p> <p>3 専決処分日</p> <p>令和8年1月20日</p> <p style="text-align: right;">〔 総務企画部：経営企画課 〕</p>	

令和7年度 一般会計補正予算第7号 R080120専決

No	事業	内 容	単位：千円
1	選挙管理委員会に要する経費		22
		選挙管理委員報酬	16
		委員等費用弁償	6
2	職員等人件費		10,884
		時間外勤務手当	10,284
		管理職員等特別勤務手当	600
3	衆議院議員総選挙に要する経費		21,480
		委員等報酬	2,801
		消耗品費	3,133
		通信運搬費	1,884
		ポスター掲示板設置及び撤去委託	3,639
		投開票システム等保守点検業務委託	1,031
		投開票所用備品	4,000
	合 計		32,386

※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

議案第 6 号	かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について 【新規】
<p>1 要 旨</p> <p>公職選挙法施行令の一部改正により、国会議員の選挙における公費負担の限度額が改定されたことに伴い、市議会議員及び市長の選挙における公費負担の基準単価及び限度額を見直し、現在 2 つの条例で運用しているものを統合して、新たにこの条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 改正となった公費負担費用</p> <p>ア 選挙運動用ビラ 1 枚当たりの作成単価に係る公費負担限度額 (第 2 条第 2 号)</p> <p>「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に引き上げる。</p> <p>イ 選挙運動用ポスター 1 枚当たりの作成単価に係る公費負担限度額 (第 2 条第 3 号)</p> <p>「1, 1 7 4 円×ポスター掲示場数×1. 1」を「5 8 6 円 8 8 銭×ポスター掲示場数×2」に変更する。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">〔 総務企画部：総務課 〕</p>	

議案第 7 号	かすみがうら市犯罪被害者等支援条例の制定について 【新規】
<p>1 要 旨</p> <p>第 4 次犯罪被害者等基本計画の閣議決定（令和 3 年 3 月）及び茨城県犯罪被害者等支援条例の施行（令和 4 年 3 月）を背景に、犯罪被害者等基本法の趣旨に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務、市民及び事業者の役割等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減に向けた取組の推進を図り、もって犯罪被害者等を支える地域社会の形成に寄与することを目的として、新たにこの条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 基本理念</p> <p>犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられることや、支援を適切に、かつ、途切れることなく受けられることなどを定める。</p> <p>(2) 市の責務、市民及び事業者の役割及び協力</p> <p>犯罪被害者等の支援に関し、市の責務、市民及び事業者の役割及び協力を定める。</p> <p>(3) 犯罪被害者等の支援に対する基本となる事項（施策）</p> <p>基本となる施策として、「相談及び情報の提供等」「日常生活の支援」などを定める。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">〔 市民部：環境防災課 〕</p>	

議案第 8 号	かすみがうら市特定乳児等通園支援事業の運営に関する 基準を定める条例の制定について【新規】
<p>1 要 旨</p> <p>令和 6 年 6 月 1 2 日に公布された、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、「こども誰でも通園制度」（児童福祉法において「乳児等通園支援事業」）が創設され、令和 8 年 4 月 1 日施行の子ども・子育て支援法第 5 4 条の 3 において準用する同法第 4 6 条第 2 項及び第 3 項の規定により、新たにこの条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 「こども誰でも通園制度」を実施する事業所が給付を受けるために、市町村から子ども・子育て支援法に基づく「確認」を受けるとする基準となる条例を内閣府令で定める基準に従い、又は参酌して定めるもの。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">〔 保健福祉部：子育て支援課 〕</p>	

議案第 9 号	かすみがうら市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
---------	--------------------------------------

1 要 旨

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 6 3 号）の施行に伴う行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号。以下「法」という。）の改正に伴い、市が不利益処分をするに当たって聴聞を行おうとする際に、その名宛人が居所不明の場合における通知の公示方法を改正するため、この条例を制定するもの。

2 内 容

(1) 公示方法の改正

改正前	改正後
・掲示場への掲示	・規則で定める方法 ・掲示場への掲示又は事務所設置の P C 等に 表示したものを閲覧できる状態に置く方法

(2) 改正後の規則で定める方法

ア ホームページへの掲載

3 施行年月日

令和 8 年 5 月 2 1 日（法の施行年月日と同日）

〔 総務企画部：総務課 〕

議案第10号	かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する 条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
--------	--------------------------------------------------------

1 要 旨

地方公務員法（昭和25年法律第261号）が改正されたことによる条
ずれを解消するため、この条例を制定するもの。

2 内 容

管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）等の導入により、地方公務員
法の条項番号が次のように改められたため、本条例の該当箇所を同様に改
める。

改正前	改正後
（定年退職者等の再任用） 地方公務員法第28条の5 第1項（改正前地方公務員法）	（定年前再任用短時間勤務職員の任用） 地方公務員法第22条の4第1項第 2号（改正後地方公務員法）

3 施行年月日

公布の日

[総務企画部：秘書人事課]

議案第11号	かすみがうら市職員の旅費に関する条例の制定について 【全部改正】
--------	-------------------------------------

1 要 旨

令和6年国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の一部改正を踏まえ、国との均衡を図る観点から、国家公務員等の旅費制度の改正に準じ、国内外の経済社会情勢の変化や出張実態の変化を反映した適正な旅費を支給するため、関係する例規について所要の改正を行うもの。

2 内 容

(1) 対象者

ア 市職員

イ 市長、副市長、教育委員会教育長、市議会議員、
農業委員会委員、その他非常勤特別職

(2) 条例改正に伴う主な改正点

ア 交通費

旅費種目の名称	主な改正内容
鉄道賃	・鉄道の利用に必要な費用を支給対象とし、特急料金等について、距離制限があったものを廃止し、旅行の実情に応じて公務上必要である場合に支給対象とする。
船賃	・船舶の利用に必要な費用を支給対象とする。
航空賃	・航空機の利用に必要な座席指定料金及び費用を支給対象とする。
その他の交通費	・内国旅行における定額(37円/km)を原則廃止し、タクシーの運賃やレンタカーの賃料について、旅行の実情に照らして公務上必要である場合に支給対象とする。

イ 宿泊費等

旅費種目の名称	主な改正内容
宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> 定額支給方式から上限付き実費支給方式に変更する。 <p style="text-align: center;">～宿泊費上限額（一般職員）の例～ 都道府県ごとに設定 東京都等（最高額）19,000円 福島県等（最低額）8,000円</p>
包括宿泊費	<p>「新設」</p> <ul style="list-style-type: none"> 宿泊と移動がセットになったパック旅行の対価として支払われる費用のための種目として包括宿泊費を新設する。 (交通費の額と宿泊費基準額の合計額を上限として実費支給)
宿泊手当	<p>「新設」</p> <ul style="list-style-type: none"> 日当を廃止し、宿泊を伴う旅行に必要な宿泊に伴う諸雑費（夕朝食代を含む）に充てるための費用を支給するための種目として宿泊手当を新設する。

※その他、転居費（現行：移転料）、着後滞在費（現行：着後手当）、家族移転費（現行：扶養親族移転料）及び渡航雑費（現行：旅行雑費）等についても国に準拠し改正を行う。

3 施行年月日

令和8年4月1日

[総務企画部：秘書人事課]

議案第12号	かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
--------	------------------------------------------------------------

1 要 旨

保育所嘱託医及び校医等の報酬額の改正を行うため、この条例を制定するもの。

2 内 容

別表第1中以下に関する改正を行う。

(補助機関の改正内容)

(1) 保育所嘱託医における報酬額の改正

ア 内科

(改正前) 55,000円/年額 250円/児童1人当たりの額
 → (改正後) 150,000円/年額 200円/児童1人当たりの額

イ 歯科

(改正前) 50,000円/年額 250円/児童1人当たりの額
 → (改正後) 150,000円/年額 200円/児童1人当たりの額

(2) 校医における報酬額の改正

ア 内科

(改正前) 55,000円/年額 250円/生徒1人当たりの額
 → (改正後) 150,000円/年額 200円/生徒1人当たりの額

イ 歯科・眼科

(改正前) 50,000円/年額 250円/生徒1人当たりの額
 → (改正後) 150,000円/年額 200円/生徒1人当たりの額

(3) 就学時健康診断医における報酬額の改正

(改正前) 20,000円/1校当たりの額
 → (改正後) 20,000円/日額 200円/受診者1人当たりの額

3 施行年月日

令和8年4月1日

[総務企画部：秘書人事課]

議案第 1 3 号	かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>令和 6 年 6 月 1 2 日に公布された、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、「こども誰でも通園制度」（児童福祉法において「乳児等通園支援事業」）が創設され、児童福祉法第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定により制定した条例について、規定の文言等の整理が行われたため一部改正するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 「こども誰でも通園制度」の設備及び運営に関する基準（最低基準）について、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 9 6 号）が公布され、規定の文言等の整理が行われたため一部改正するもの。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">〔 保健福祉部：子育て支援課 〕</p>	

議案第14号	かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>令和7年税制改正による政令等の改正に伴い、茨城県医療福祉対策要綱等が改正されたことから、本市条例においても当該要綱等に準拠し、一部改正を行うもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 令和7年度税制改正で「特定親族特別控除」が新設されたことに伴い、ひとり親家庭及び重度心身障害者医療福祉制度の所得判定において、特定親族特別控除に相当する額を控除することを規則に規定する。(第5条第2項関係)</p> <p>(2) 医療福祉費の支給制限に関し、準用していた遺族基礎年金の政令の条項が廃止扱い等になったことに伴い、本条例上の政令の条項の記載を変更とする。(第5条第1項関係)</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和8年4月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 保健福祉部：国保年金課 〕</p>	

議案第15号	かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
--------	-----------------------------------------

1 要 旨

地方税法（昭和25年法律第226号）第5条の規定により目的税として課する国民健康保険税について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第71条の3の規定により納付が義務化された「子ども・子育て支援納付金」に充てるため、地方税法第703条の4の規定に基づき税率等を定めるため、本市条例を一部改正するもの。

2 内 容

(1) 主な改正点

ア 現行の課税区分に、子ども・子育て支援納付金分を新設する。

かすみがうら市国民健康保険税比較表

課税区分	課税構成	詳細	改正前	改正後
医療給付費分	応能分	所得割	7.2%	同率
	応益分	均等割	32,000円	同額
後期高齢者支援金分	応能分	所得割	3.4%	同率
	応益分	均等割	14,000円	同額
介護納付金分	応能分	所得割	2.8%	同率
	応益分	均等割	16,000円	同額
【新設】 子ども・子育て支援納付金分	応能分	所得割	—	0.28%
	応益分	均等割	—	1,800円
		18歳以上均等割	—	140円

3 施行年月日

令和8年4月1日

[保健福祉部：国保年金課]

議案第16号	かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
--------	-----------------------------------------------------

1 要 旨

令和8年4月1日から、「上稲吉地区農業集落排水処理施設」を公共下水道に接続し、施設が廃止になることに伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの。

2 内 容

(1) 経営の基本 (第3条)

ア 農業集落排水事業の経営の規模 (第4項)

	改正前	改正後
排水区域面積	587.6ヘクタール	513.5ヘクタール
排水人口	12,470人	10,780人
1日最大処理能力	1,983立方メートル	1,714立方メートル

イ 農業集落排水処理施設 (別表第2)

土田地区農業集落排水処理施設及び上稲吉地区農業集落排水処理施設を削る。

3 施行年月日

令和8年4月1日

[都市建設部：上下水道課]

議案第 17 号	かすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日から、「上稲吉地区農業集落排水処理施設」を公共下水道に接続し、施設が廃止になることに伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 新規利用者に係る負担金 (第 17 条)</p> <p>ア 農業集落排水処理施設 (別表第 2)</p> <p>土田地区農業集落排水処理施設及び上稲吉地区農業集落排水処理施設を削る。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：上下水道課 〕</p>	

議案第18号	かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>給水装置工事に係る指定工事事業者等の確保が困難である場合には、給水工事に関して他の市町村長又は他の市町村長が指定した指定給水装置工事事業者による工事を、例外的に認める規定を設けるため、条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 工事の施工(第7条)</p> <p>ア 災害その他非常の場合の例外規定を加える。</p> <p>イ 「事業者」の次に「又は他の市町村等」を加える。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：上下水道課 〕</p>	

議案第19号	かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定 について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>排水設備の新設等の工事は、原則として市長の指定を受けた「指定工事店」でなければ行ってはならないが、災害その他非常の場合における例外規定を設けるため、条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 排水設備の工事の実施（第6条）</p> <p>ア ただし書を削り、「次の各号に掲げる工事を除き」を加える。</p> <p>イ 同条に例外規定の各号を加える。</p> <p>(2) 除害施設の設置（第10条）</p> <p>ア 第1項第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：上下水道課 〕</p>	

議案第20号	かすみがうら市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>消防庁舎の移転整備について、令和8年度当初予算に工事費等を計上し、令和9年度末に新庁舎での業務開始を予定しているため、消防本部及び消防署の位置を改正する。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 消防本部の位置</p> <p>ア 第3条第2号中「上土田501番地」を「上土田461番地」に改める。</p> <p>(2) 消防署の位置</p> <p>ア 別表かすみがうら市消防本部西消防署の項中「上土田501番地」を「上土田461番地」に改め、かすみがうら市消防本部東消防署の項中「宍倉2410番地6」を「深谷3671番地2」に改める。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>規則で定める日</p> <p style="text-align: right;">〔 消防本部：消防総務課 〕</p>	

議案第 2 1 号	かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>現行のサウナ設備の基準は、浴場等の建物内に設置することを想定したものとなっており、屋外等のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備（簡易サウナ設備）に適用される基準を定める必要性が生じているため、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号。及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年3月6日消防庁告示第1号）の一部改正に伴い所要の改正が行われ、火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）についても所要の改正及び住宅における火災予防を推進するための施策に感震ブレーカーの普及推進が明記されることに伴い、本市の火災予防条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 簡易サウナ設備関係（第6条の2第1項関係）</p> <p>ア テント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備であって、屋外その他の直接外気に接する場所に設ける定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪または電気を熱源とするものを簡易サウナ設備として定義したこと。</p> <p>イ 簡易サウナ設備と建築物等及び可燃性の物品との火災予防上安全な距離として、周囲の可燃物が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離のいずれかが確保されていればよいとしたこと。</p> <p>ウ 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることとしたこと。</p>	

(2) 一般サウナ設備関係（第6条の3関係）

ア 簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）を一般サウナ設備として定義したこと。

(3) 火を使用する設備等の設置の届出（第43条関係）

ア 簡易サウナ設備について、相対的に火災危険性が低いと考えられる個人が設けるものを除き、一般サウナ設備と同様に届出を要することとしたこと。

(4) 住宅における火災の予防の推進（第28条の7関係）

ア 住宅における火災の予防を推進するための施策に感震ブレーカーの普及推進を明記したこと。

3 施行年月日

令和8年3月31日

[消防本部：予防課]

議案第22号	令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）
--------	---------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億6千741万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ199億9千320万7千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
市税	5,757,691	70,000	5,827,691
地方特例交付金	30,776	△2,374	28,402
地方交付税	4,160,000	338,617	4,498,617
分担金及び負担金	60,552	△834	59,718
国庫支出金	3,766,452	△216,913	3,549,539
県支出金	1,753,774	△9,855	1,743,919
財産収入	29,635	1,165	30,800
寄附金	307,001	12,100	319,101
繰入金	563,480	△86,842	476,638
繰越金	567,927	168,629	736,556
諸収入	309,966	10,120	320,086
市債	861,100	△116,400	744,700
歳入合計	19,825,794	167,413	19,993,207

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	3,144,339	720,791	3,865,130

民生費	7,650,607	△233,104	7,417,503
衛生費	1,136,138	△77,536	1,058,602
農林水産業費	821,037	△42,500	778,537
商工費	841,861	△18,445	823,416
土木費	1,345,483	△113,871	1,231,612
消防費	990,584	△4,893	985,691
教育費	1,718,685	△55,331	1,663,354
公債費	1,998,760	△7,698	1,991,062
歳出合計	19,825,794	167,413	19,993,207

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
職員等人件費	△24,870	秘書人事課
市長・副市長秘書業務に要する経費	△400	秘書人事課
広報に要する経費	△300	情報広報課
人事管理に要する経費	13,000	秘書人事課
会計管理に要する経費	△1,600	会計課
公有財産調整に要する経費	△2,890	地域コミュニティ課
旧小学校施設管理に要する経費	△405	学校教育課
中央庁舎管理に要する経費	△1,633	総務課
基金運用益等の積立に要する経費	865,372	経営企画課
企画調整に要する経費	△1,502	経営企画課
イントラネット整備に要する経費	△4,200	情報広報課

基幹系電算システム管理に要する経費	△58,700	情報広報課
電子自治体推進に要する経費	△3,300	情報広報課
交通安全対策に要する経費	△1,900	環境防災課
地域安全対策に要する経費	△495	環境防災課
霞ヶ浦コミュニティセンター管理に要する経費	△12,530	地域コミュニティ課
千代田コミュニティセンター管理に要する経費	△1,900	地域コミュニティ課
定額減税・調整給付に要する経費	△30,016	税務課
市税賦課事務に要する経費	△1,624	税務課
固定資産適正評価に要する経費	△4,285	税務課
戸籍事務に要する経費	△5,412	市民課
住民基本台帳事務に要する経費	403	市民課
旅券事務に要する経費	△22	市民課

イ 民生費の事業費

職員等人件費	△5,398	秘書人事課
要援護高齢者等対策に要する経費	△6,300	介護長寿課
長寿社会づくりに要する経費	△5,320	介護長寿課
居宅介護サービス等利用者助成に要する経費	893	介護長寿課
介護保険特別会計繰出に要する経費	△899	介護長寿課
国民健康保険特別会計繰出に要する経費	△21,394	国保年金課
後期高齢者保健に要する経費	4,875	健康増進課
後期高齢者医療保険特別会計繰出に要する経費	△3,229	国保年金課
児童手当支給に要する経費	△47,520	子育て支援課
職員等人件費	△14,603	秘書人事課

民間保育所に要する経費	63,837	子育て支援課
認定こども園に要する経費	△212,836	子育て支援課
家庭的保育等に要する経費	8,345	子育て支援課
放課後児童健全育成に要する経費	8,070	子育て支援課
職員等人件費	△1,625	秘書人事課

ウ 衛生費の事業費

職員等人件費	△3,528	秘書人事課
休日緊急医療対策に要する経費	35	健康増進課
法定予防接種に要する経費	8,833	健康増進課
健康づくり推進に要する経費	△491	健康増進課
母子保健に要する経費	811	健康増進課
養育医療給付に要する経費	400	健康増進課
妊婦のための支援給付に要する経費	1,035	健康増進課
火葬場運営に要する経費	△7,119	環境防災課
湖北環境衛生組合運営に要する経費	△13,367	環境防災課
不法投棄対策に要する経費	△1,963	環境防災課
一般廃棄物処理に要する経費	△62,182	環境防災課

エ 農林水産業費の事業費

職員等人件費	△6,065	秘書人事課
職員等人件費	△345	秘書人事課
農業振興に要する経費	△2,840	農林水産課
有害鳥獣対策に要する経費	△252	農林水産課
農地中間管理に要する経費	△1,198	農林水産課

土地改良助成に要する経費	△1,000	農林水産課
農地維持・資源向上対策に要する経費	△27,200	農林水産課
林業振興に要する経費	△3,600	農林水産課
オ 商工費の事業費		
職員等人件費	△515	秘書人事課
企業立地促進に要する経費	△9,680	都市整備課
雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費	△2,430	商工観光課
歩崎公園管理運営に要する経費	△1,500	商工観光課
観光交流推進に要する経費	△3,220	商工観光課
観光サイクリングに要する経費	△1,100	商工観光課
カ 土木費の事業費		
職員等人件費	△205	秘書人事課
道路維持管理に要する経費	△16,500	道路課
市道整備に要する経費	△73,666	道路課
(仮称)千代田PAスマートIC関連事業に要する経費	△18,500	道路課
河川維持管理に要する経費	△5,000	道路課
キ 消防費の事業費		
職員等人件費	△377	秘書人事課
災害対策に要する経費	△4,516	環境防災課
ク 教育費の事業費		
学校支援員設置に要する経費	△1,080	学校教育課
小学校教育振興に要する経費	△450	学校教育課
英語指導助手設置に要する経費	△1,720	学校教育課

小学校保健に要する経費	△1,010	学校教育課
小学校就学支援に要する経費	△2,040	学校教育課
小学校管理運営に要する経費	△7,440	学校教育課
小学校給食管理運営に要する経費	△500	学校教育課
小学校施設維持管理に要する経費	△9,053	学校教育課
中学校保健に要する経費	△530	学校教育課
中学校部活動支援に要する経費	△3,080	学校教育課
中学校給食管理運営に要する経費	△3,980	学校教育課
中学校施設維持管理に要する経費	△3,705	学校教育課
中学校施設整備に要する経費	△12,000	学校教育課
職員等人件費	△1,225	秘書人事課
霞ヶ浦公民館コミュニティ活動に要する経費	△552	地域コミュニティ課
図書館運営に要する経費	△449	生涯学習課
職員等人件費	△6,517	秘書人事課
ケ 公債費の事業費		
市債償還に要する経費（元金）	△867	経営企画課
市債償還に要する経費（利子）	△6,831	経営企画課

〔 総務企画部：経営企画課 〕

令和7年度 一般会計補正予算第8号 R080226第1回定例会

No	事業	内 容	単位：千円
1	職員等人件費		△24,870
		一般職給料	△16,134
2	市長・副市長秘書業務に要する経費		△400
		市長交際費	△300
3	広報に要する経費		△300
		印刷製本費	△300
4	人事管理に要する経費		13,000
		土浦市職員対等相互交流派遣負担金	13,000
5	会計管理に要する経費		△1,600
		手数料	△1,600
6	公有財産調整に要する経費		△2,890
		修繕料	△2,629
7	旧小学校施設管理に要する経費		△405
		施設警備委託	△240
8	中央庁舎管理に要する経費		△1,633
		施設警備委託	△1,133
9	基金運用益等の積立に要する経費		865,372
		財政調整基金積立金	523,658
		減債基金積立金	39,074
		地域づくり基金積立金	300,000

No	事業	内 容	単位：千円
10	企画調整に要する経費		△1,502
		新たなファン獲得プロジェクト業務委託	△702
		システム使用料	△565
11	イントラネット整備に要する経費		△4,200
		機器借上料	△4,200
12	基幹系電算システム管理に要する経費		△58,700
		基幹業務システム帳簿作成業務委託	△20,000
		標準化・共通化システム改修業務委託	△26,500
		ソフト使用料	△11,800
13	電子自治体推進に要する経費		△3,300
		デジタルサイネージ導入業務委託	△2,500
		L G W A N 関連機器借上料	△800
14	交通安全対策に要する経費		△1,900
		光熱水費	△1,900
15	地域安全対策に要する経費		△495
		防犯カメラ等機器保守点検委託	△495
16	霞ヶ浦コミュニティセンター管理に要する経費		△12,530
		光熱水費	△3,372
		霞ヶ浦コミュニティセンター長寿命化計画策定業務委託	△9,093
17	千代田コミュニティセンター管理に要する経費		△1,900
		光熱水費	△1,900

No	事業	内 容	単位：千円
18	定額減税・調整給付に要する経費		△30,016
		通信運搬費	△245
		不足額給付情報等管理業務委託	△261
		定額減税補足調整給付金（不足額給付金）	△29,450
19	市税賦課事務に要する経費		△1,624
		エルタックス運営負担金	△1,074
20	固定資産適正評価に要する経費		△4,285
		不動産鑑定評価委託	△4,186
21	戸籍事務に要する経費		△5,412
		戸籍情報システム改修委託	1,848
		標準化・共通化に係る事業委託	△7,260
22	住民基本台帳事務に要する経費		403
		公的個人認証機器保守委託	382
23	旅券事務に要する経費		△22
		I C旅券用交付窓口端末機賃借料	△22
24	職員等人件費		△5,398
		一般職給料	△3,129
25	要援護高齢者等対策に要する経費		△6,300
		老人保護措置費	△6,300
26	長寿社会づくりに要する経費		△5,320
		地域医療介護総合確保基金事業補助金	△5,320

No	事業	内 容	単位：千円
27	居宅介護サービス等利用者助成に要する経費		893
		居宅介護サービス利用者負担減免費	700
28	介護保険特別会計繰出に要する経費		△899
		介護保険特別会計繰出金	△899
29	国民健康保険特別会計繰出に要する経費		△21,394
		国民健康保険特別会計繰出金	△21,394
30	後期高齢者保健に要する経費		4,875
		後期高齢者健診事業委託	4,875
31	後期高齢者医療保険特別会計繰出に要する経費		△3,229
		茨城県後期高齢者医療広域連合負担金	△3,229
32	児童手当支給に要する経費		△47,520
		児童手当	△47,520
33	職員等人件費		△14,603
		一般職給料	△8,977
34	民間保育所に要する経費		63,837
		民間保育所入所委託	72,551
		子ども・子育て支援交付金	△8,714
35	認定こども園に要する経費		△212,836
		就学前教育・保育施設整備交付金	△218,979
		市内認定こども園給付費	3,406
		市外私立認定こども園給付費	2,737

No	事業	内 容	単位：千円
36	家庭的保育等に要する経費		8,345
		市内地域型保育給付費	8,345
37	放課後児童健全育成に要する経費		8,070
		放課後児童クラブ民営補助金	8,070
38	職員等人件費		△1,625
		一般職給料	△1,625
39	職員等人件費		△3,528
		一般職給料	△2,873
40	休日緊急医療対策に要する経費		35
		石岡市緊急診療所負担金	△39
		石岡市緊急診療負担金	103
41	法定予防接種に要する経費		8,833
		国庫補助金等返還金	8,833
42	健康づくり推進に要する経費		△491
		印刷製本費	△491
43	母子保健に要する経費		811
		国庫補助金等返還金	811
44	養育医療給付に要する経費		400
		養育医療給付金	400
45	妊婦のための支援給付に要する経費		1,035
		妊婦支援給付金	1,000

No	事業	内 容	単位：千円
46	火葬場運営に要する経費		△7,119
		石岡地方斎場組合負担金	△7,119
47	湖北環境衛生組合運営に要する経費		△13,367
		湖北環境衛生組合負担金	△13,367
48	不法投棄対策に要する経費		△1,963
		会計年度任用職員（環境保全監視員）報酬	△1,367
49	一般廃棄物処理に要する経費		△62,182
		家庭系一般廃棄物収集業務委託	△2,396
		霞台厚生施設組合負担金	△46,784
		霞台みらい交流館利用助成金	△12,687
50	職員等人件費		△6,065
		一般職給料	△3,973
51	職員等人件費		△345
		一般職給料	△345
52	農業振興に要する経費		△2,840
		印刷製本費	△1,463
		第三者継承促進事業補助金	△610
53	有害鳥獣対策に要する経費		△252
		有害鳥獣捕獲事業委託	△252
54	農地中間管理に要する経費		△1,198
		機構集積協力金	△1,198

No	事業	内 容	単位：千円
55	土地改良助成に要する経費		△1,000
		畑地帯総合整備事業負担金	△1,000
56	農地維持・資源向上対策に要する経費		△27,200
		農地維持・資源向上対策交付金	△27,200
57	林業振興に要する経費		△3,600
		森林整備事業等委託	△3,600
58	職員等人件費		△515
		一般職給料	△515
59	企業立地促進に要する経費		△9,680
		新産業用地基本計画業務委託	△9,680
60	雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費		△2,430
		光熱水費	△1,200
		公園管理委託	△760
61	歩崎公園管理運営に要する経費		△1,500
		公園管理委託	△1,500
62	観光交流推進に要する経費		△3,220
		あゆみ祭補助金	△3,220
63	観光サイクリングに要する経費		△1,100
		休憩施設整備工事	△1,100
64	職員等人件費		△205
		期末手当	△205

No	事業	内 容	単位：千円
65	道路維持管理に要する経費		△16,500
		橋梁補修工事	△16,500
66	市道整備に要する経費		△73,666
		道路改良等設計委託	△34,400
		道路排水整備工事	△29,169
67	(仮称)千代田PAスマートIC関連事業に要する経費		△18,500
		道路設計業務委託	△1,200
		埋蔵文化財発掘調査委託	△1,500
		道路敷取得費	△15,800
68	河川維持管理に要する経費		△5,000
		修繕料	△5,000
69	職員等人件費		△377
		消防職給料	△377
70	災害対策に要する経費		△4,516
		光熱水費	△1,200
		Web版ハザードマップ構築業務委託	△2,029
		茨城県単急傾斜地崩壊対策事業負担金	△1,000
71	学校支援員設置に要する経費		△1,080
		会計年度任用職員厚生年金保険料	△600
72	小学校教育振興に要する経費		△450
		会計年度任用職員(IT非常勤講師等)報酬	△450

No	事業	内 容	単位：千円
73	英語指導助手設置に要する経費		△1,720
		英語指導助手委託	△1,720
74	小学校保健に要する経費		△1,010
		保健管理委託	△500
75	小学校就学支援に要する経費		△2,040
		入学記念品	△2,040
76	小学校管理運営に要する経費		△7,440
		小学校スクールバス運行委託	△7,440
77	小学校給食管理運営に要する経費		△500
		給食調理機器定期点検委託	△500
78	小学校施設維持管理に要する経費		△9,053
		光熱水費	△7,000
		学校施設照明リース料	△1,403
79	中学校保健に要する経費		△530
		保健管理委託	△270
80	中学校部活動支援に要する経費		△3,080
		中学校部活動補助金	△2,070
81	中学校給食管理運営に要する経費		△3,980
		会計年度任用職員（学校栄養指導員）報酬	△2,060
82	中学校施設維持管理に要する経費		△3,705
		光熱水費	△3,000

No	事業	内 容	単位：千円
83	中学校施設整備に要する経費		△12,000
		霞ヶ浦中学校屋内運動場空調整備工事	△10,000
		千代田義務教育学校屋内運動場空調整備工事	△2,000
84	職員等人件費		△1,225
		一般職給料	△1,225
85	霞ヶ浦公民館コミュニティ活動に要する経費		△552
		車借上料	△552
86	図書館運営に要する経費		△449
		臨時窓口開設に伴う図書システム改修委託	△385
87	職員等人件費		△6,517
		一般職給料	△4,021
88	市債償還に要する経費	(元金)	△867
		地方債元金	△867
89	市債償還に要する経費	(利子)	△6,831
		地方債利子	△6,831
	合 計		167,413

※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

議案第23号	令和7年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
--------	---------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ4千361万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ39億9千743万3千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
国民健康保険税	804,003	23,000	827,003
県支出金	2,761,250	45,000	2,806,250
繰入金	372,889	△38,991	333,898
繰越金	1	14,604	14,605
歳入合計	3,953,820	43,613	3,997,433

(2) 歳出の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	53,704	△5,843	47,861
保険給付費	2,702,233	45,000	2,747,233
諸支出金	5,103	4,456	9,559
歳出合計	3,953,820	43,613	3,997,433

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
職員等人件費	△5,843	秘書人事課
イ 保険給付費の事業費		
一般被保険者療養給付に要する経費	35,000	国保年金課
一般被保険者高額療養に要する経費	10,000	国保年金課
ウ 諸支出金の事業費		
その他償還に要する経費	4,456	国保年金課

〔 保健福祉部：国保年金課 〕

議案第24号	令和7年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
--------	----------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ6千925万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ12億2千677万3千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
後期高齢者医療保険料	569,661	46,000	615,661
繰越金	1	23,253	23,254
歳入合計	1,157,520	69,253	1,226,773

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
後期高齢者医療広域連合納付金	1,146,065	46,000	1,192,065
諸支出金	1,001	23,253	24,254
歳出合計	1,157,520	69,253	1,226,773

(3) 事業別補正予算の説明 (単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 後期高齢者医療広域連合納付金の事業費		
後期高齢者医療広域連合納付に要する経費	46,000	国保年金課
イ 諸支出金の事業費		
保険料還付に要する経費	800	国保年金課
一般会計繰出に要する経費	22,453	国保年金課

[保健福祉部：国保年金課]

議案第25号	令和7年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第4号)
--------	-----------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2千38万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ40億4千606万6千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	805,884	1,450	807,334
支払基金交付金	1,019,793	1,566	1,021,359
県支出金	577,991	725	578,716
繰入金	642,016	△899	641,117
繰越金	15,440	23,498	38,938
市債	64,709	△5,959	58,750
歳入合計	4,025,685	20,381	4,046,066

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	75,755	△1,624	74,131
地域支援事業費	170,552	5,800	176,352
諸支出金	15,942	16,205	32,147
歳出合計	4,025,685	20,381	4,046,066

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
職員等人件費	△1,624	秘書人事課
イ 地域支援事業費の事業費		
介護予防・生活支援サービスに要する経費	5,800	介護長寿課
ウ 諸支出金の事業費		
一般会計繰出に要する経費	16,205	介護長寿課

[保健福祉部：介護長寿課]

議案第 3 2 号	かすみがうら市過疎地域持続的発展計画の変更について
<p>1 要 旨</p> <p>令和 4 年 4 月に霞ヶ浦地区（旧霞ヶ浦町）が過疎地域の指定を受けたことから、「かすみがうら市過疎地域持続的発展計画（計画期間：令和 4 年度～令和 7 年度）」を策定し、特別に発行が認められる過疎対策事業債等を活用し施策を展開することで、持続可能な地域づくりを目指してきました。</p> <p>今回、現計画期間が終了することに伴い、県が策定する「茨城県過疎地域持続的発展方針」に併せ、計画期間を変更します。</p> <p>また、内容について、新規事業の追加、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び公共施設等マネジメント計画の基本方針の修正、現状に合わせた文言の修正を行います。</p> <p>なお、計画の変更にあたって、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 主な変更点</p> <p>ア 1 「基本的な事項」について（P 1～P13）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 7 年 3 月に改訂した、まち・ひと・しごと創生総合戦略と整合を図り、4 つの基本目標を修正 ・令和 12 年度の目標人口を 38,442 人と定める ・計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 か年と定める ・令和 7 年 3 月に策定した公共施設等マネジメント計画と整合を図り、3 つの基本方針を修正 	

イ 2「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」から13「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」について（P14～P44）
・新規事業の追加、現状に合わせた文言の修正

（2） 今後の予定

計画変更の議決後、3月末に県へ提出します。

なお、計画期間中において、過疎対策事業債の活用可能な事業がある場合は、県と協議の上、計画に追加していきます。

〔 総務企画部：経営企画課 〕

議案第33号

給食調理・輸送備品の取得について

1 要 旨

かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第51号）第3条の規定により、市立下稲吉中学校給食室増改築にあたり、市内学校から給食を輸送するために必要な備品を取得することについて、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

- (1) 取得する財産 給食調理・輸送備品
- (2) 概 要 輸送用コンテナ、冷凍庫、消毒保管機
炊飯器、二重食缶など
- (3) 取得金額 19,831,900円
- (4) 相手方 茨城県土浦市大岩田1329番地5
茨城アイホー調理機 株式会社
代表取締役 大場 伝美

(参考)

納入期限 令和8年7月15日

[会計事務局：会計課]

議案第34号	市道路線の認定について
<p>1 要 旨</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第40条第2項により帰属された道路（稲吉南地内）を市道認定するもの。</p> <p>（1） 認定しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道8-2942号線</p> <p>イ 延長 132.43メートル</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：道路課 〕</p>	

詳細位置図 (認定路線図)

認定路線 

【路線認定箇所】

市道8-2942号線

起点: 稲吉南二丁目3300-16

終点: 稲吉南二丁目3300-31

延長: 132.43m

最小幅員: 6.00m

最大幅員: 10.00m

面積: 798.36m²



縮尺 1 : 2500

2015105 0 10 20 30 40 50 60

議案第35号	市道路線の認定について
<p>1 要 旨</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第40条第2項により帰属された道路（稲吉南地内）を市道認定するもの。</p> <p>（1） 認定しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道8-2943号線</p> <p>イ 延長 20.36メートル</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：道路課 〕</p>	

詳細位置図 (認定路線図)

認定路線 

【路線認定箇所】
市道8-2943号線
起点: 稲吉南二丁目3300-19
終点: 稲吉南二丁目3300-21
延長: 20.36m
最小幅員: 2.00m
最大幅員: 2.00m
面積: 40.71m²



縮尺 1 : 2500
2015105 0 10 20 30 40 50 60

議案第36号	市道路線の変更について
<p>1 要 旨</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>下志筑地内に位置する市道の一部を貸付することに伴い、路線を変更するもの。</p> <p>（1） 変更しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道8-2414号線</p> <p>イ 延長 270.00メートル（変更後）</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：道路課 〕</p>	

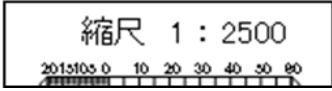
詳細位置図 (変更路線図)

供用廃止 ●-----▶ 変更路線 ●-----▶

【路線変更箇所】
 市道8-2414号線
 起点: 下志筑642-4(変更なし)
 終点(現): 下志筑577
 終点(新): 下志筑512-1
 延長(現): 526.00m
 延長(新): 270.00m
 最小幅員: 2.00m
 最大幅員: 4.60m
 面積(現): 1447.35m²
 面積(新): 907.35m²



梨園エリア



既設迂回路

議案第 37 号	市道路線の廃止について
<p>1 要 旨</p> <p>道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>下志筑地内に位置する市道の全部を貸付することに伴い、路線を廃止するもの。</p> <p>（1） 廃止しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道 8-2415 号線</p> <p>イ 延 長 23.00メートル</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：道路課 〕</p>	

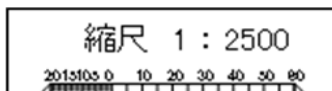
詳細位置図 (廃止路線図)

廃止路線 

【路線廃止箇所】
 市道8-2415号線
 起点: 下志筑587
 終点: 下志筑590-2
 延長: 23.00m
 最小幅員: 1.80m
 最大幅員: 1.80m
 面積: 41.4m²



梨園エリア 



議案第38号	市道路線の廃止について
<p>1 要 旨</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>下志筑地内に位置する市道の全部を貸付することに伴い、路線を廃止するもの。</p> <p>（1） 廃止しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道8-2416号線</p> <p>イ 延長 85.00メートル</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：道路課 〕</p>	


詳細位置図 (廃止路線図)

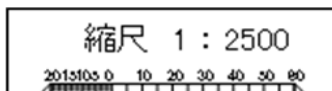
廃止路線 

【路線廃止箇所】

市道8-2416号線
 起点: 下志筑598
 終点: 下志筑604
 延長: 85.00m
 最小幅員: 1.8m
 最大幅員: 3.0m
 面積: 154.2m²



梨園エリア 



議案第39号	市道路線の廃止について
<p>1 要 旨</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>下志筑地内に位置する市道の全部を貸付することに伴い、路線を廃止するもの。</p> <p>（1） 廃止しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道8-2417号線</p> <p>イ 延長 97.00メートル</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：道路課 〕</p>	


詳細位置図 (廃止路線図)

廃止路線 

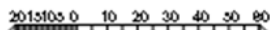
【路線廃止箇所】

市道8-2417号線
起点: 下志筑512-1
終点: 下志筑523
延長: 97.00m
最小幅員: 1.3m
最大幅員: 2.0m
面積: 169.05m²



梨園エリア 

縮尺 1 : 2500

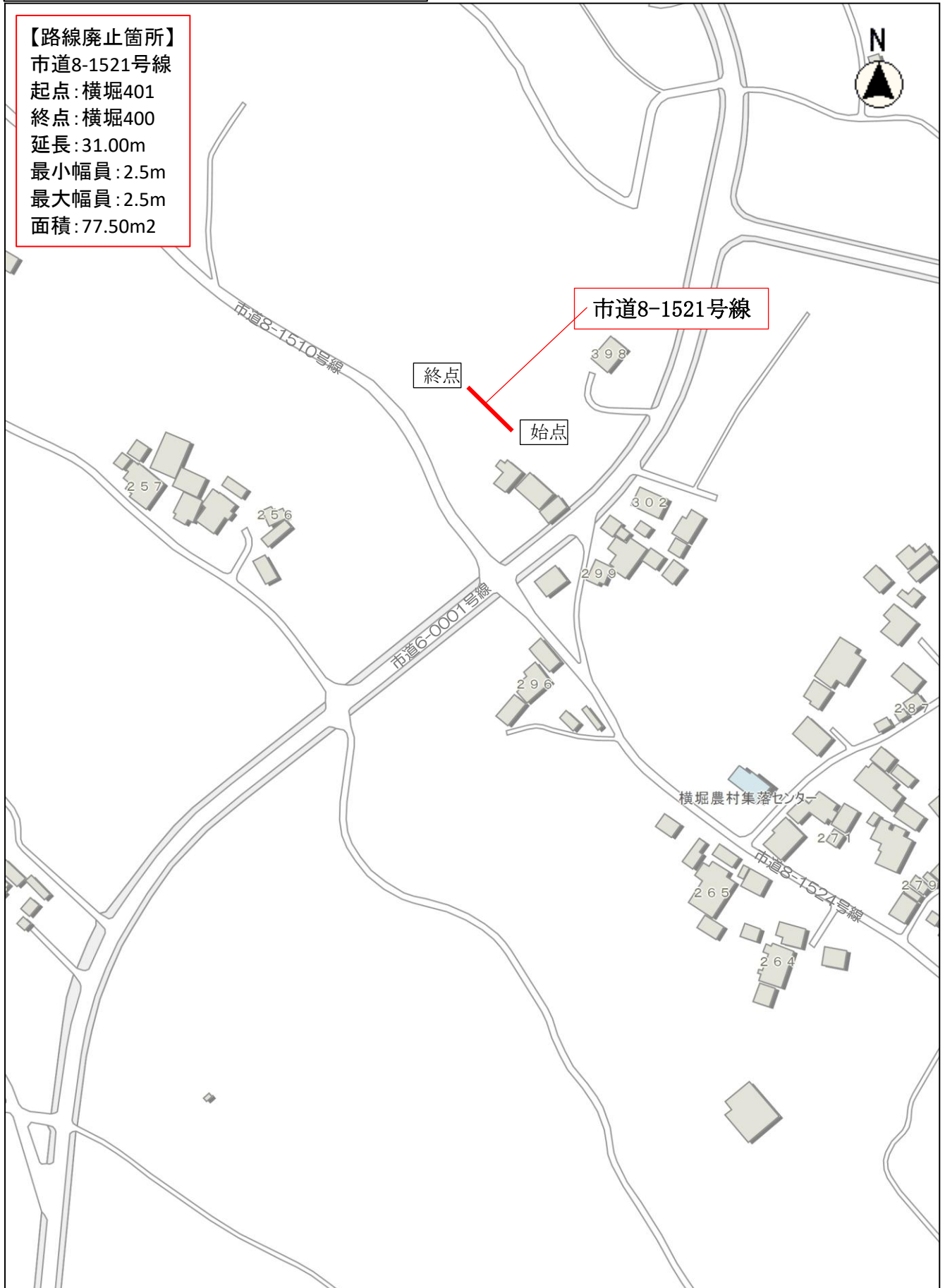


議案第40号	市道路線の廃止について
<p>1 要 旨</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>横堀地内に位置する市道の全部を払下げすることに伴い、路線を廃止するもの。</p> <p>（1） 廃止しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道8-1521号線</p> <p>イ 延長 31.00メートル</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：道路課 〕</p>	

詳細位置図 (廃止路線図)

廃止路線 

【路線廃止箇所】
市道8-1521号線
起点:横堀401
終点:横堀400
延長:31.00m
最小幅員:2.5m
最大幅員:2.5m
面積:77.50m²



縮尺 1 : 2500

20 10 0 10 20 30 40 50 60